

令和 6 年度 間接補助金交付の採択に係る審査基準

令和 6 年 5 月 2 4 日
(一財)環境優良車普及機構

令和 2 年 4 月 1 日環水大自発第 2004014 号「低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業実施要領」第 3 (4) イに基づき、標記の審査基準を以下のとおり定める。

1 補助対象事業者

補助対象とする事業者は、以下の要件のいずれかに該当するものとする。

(1) 次のアからウのいずれかに該当する者であって、中小企業基本法(昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号)第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる中小企業者(資本金 3 億円以下、または従業員数 3 0 0 人以下)である事業者

ア 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第 8 3 号)第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業を営業者

イ 貨物自動車運送事業法第 2 条第 3 項に規定する特定貨物自動車運送事業を営業者

ウ 貨物利用運送事業法(平成元年法律第 8 2 号)第 2 条第 8 項に規定する第二種貨物利用運送事業を営業者

(2) 事業用自動車の貸渡し(リース)を業とする者((1)に貸渡す者に限る。)

(審査項目)

○上記要件への適合性を確認するため、以下の点につき確認する。

●貨物自動車運送事業報告書、事業概況報告書、又は事業実績報告書により中小企業であることを確認する。

●リース事業者と運送事業者との契約書により、使用者が運送事業者であることを確認する。

2 補助対象車両

・低炭素型ディーゼルトラック(該当する型式は別表参照)

補助対象とする車両は、以下の要件のいずれにも該当する車両とする。

(1) 車両総重量 3.5 トン超の事業用ディーゼルトラックのうち、それぞれの区分に応じ、以下の基準を満たす車両であること。

ア 大型車:「2015 年度燃費基準+5%以上達成車」かつ「平成 2 8 年排出ガス規制以降の排出ガス規制に適合しているもの」

イ 中型車:「2015 年度燃費基準+10%以上達成車」かつ「平成 2 8 年排出ガス規制以降の排出ガス規制に適合しているもの」

ウ 小型車:「2015 年度燃費基準+10%以上達成車」かつ「平成 2 8 年排出ガス規制以降の排出ガス規制に適合しているもの」

(注) ・大型車:車両総重量 12 トン超の車両

- ・ 中型車：車両総重量 7.5 トン超 12 トン以下の車両
- ・ 小型車：車両総重量 3.5 トン超 7.5 トン以下の車両

(2) 令和 6 年 4 月 1 日（月）から令和 7 年 1 月 31 日（金）までに新車新規登録した車両であること。

(審査項目)

○上記要件への適合性等を確認するため、以下の点につき確認する。

- 自動車検査証記録事項により自動車の登録年月日、車両要件(車両総重量)を確認する。
- 申請書及び自動車検査証記録事項により申請者と車両所有者(又は使用者)の同一性を確認する。
- 請求書、領収書等により車両購入価格の実績等を確認する。

○上記要件(1)への適合性等を確認するため、以下の点につき確認する。

- 自動車検査証記録事項の車名型式欄に記載されている下記の排出ガス規制識別記号(以下、「型式識別記号」という。)に該当する車両であることを確認する。
ただし、自動車検査証の登録型式に「改」が付く改造車にあっては、「原動機」、「動力伝達装置」、「走行装置」及び「燃料装置」の全てが改造されていない車両に限る。

- 型式識別記号
 - ・ 大型：2 P G、2 R G、2 T G
 - ・ 中型：2 R G、2 T G
 - ・ 小型：2 R G、2 T G

3 補助要件

1 の補助対象事業者が、2 の補助対象車両を導入する場合であって、以下の補助要件を満たすときに補助金を交付する。

エコドライブを含む燃費改善に取り組むことにより、トラックより排出する CO2 の削減に積極的に取り組むこと。このため、具体的には以下のいずれかの要件に該当すること。

- ア エコドライブ等燃費改善取組体制について、第三者認証を取得していること。
- イ 下記の項目に係る具体的な取組体制を構築し、運営していること、又はこれを実施する計画があること。
 - 指針・マニュアル・取組方針等の策定及び事業所への備え置き・共有等
 - 取組状況の測定・記録
 - 評価と改善の手順の明確化
 - ドライバーへの定期的な教育・訓練の実施

(審査項目)

○エコドライブを含む燃費改善への取組につき以下のとおり確認する。

- エコドライブ等燃費改善取組体制構築・運用状況報告書により、上記の第三者認証の取得状況又は同認証を取得していない場合には具体的な燃費改善取組体制の構築・運営の状況

(上記要件イの各項目毎に記載すること)を確認する。

- 補助当該年度及び次年度の事業報告時の「エコドライブ等燃費改善取組体制構築・運用状況報告書」の進捗報告により、補助年度及び次年度1年間における取組の実施状況を確認する。
- 補助年度及び次年度1年間の燃費データから、燃費改善の状況及びCO₂の削減効果を確認する。

(2) 低炭素型ディーゼルトラックの申請に係る使用過程車の廃止を伴う場合の要件

低炭素型ディーゼルトラックの申請に伴い、使用過程車の廃止を伴う申請については、当該廃止車両が、次の各要件のいずれにも該当すること。

- ア 平成25年度以前(～平成26年3月31日)に初度登録された事業用トラックを対象とする。(ただし、CNGトラック、ハイブリッドトラック及びLPGトラックを除く。)
- イ 令和6年4月1日から令和7年1月31日までに廃車されるものであること。
- ウ 現在使用され、又は直近まで使用されている、以下の各要件に適合する事業用トラックであること。

- ① 廃車するまでの過去1年間継続して、原則自社で事業用トラックとして使用していたこと。
- ② 廃車日の6ヵ月前の期日における自動車検査証が有効なものであること。
- ③ ②の自動車検査証の有効期間内において一定距離以上の走行を行ったもの、具体的には、普通車3,000km、小型車3,000km、特種車5,000km以上の走行を行ったものであること。
- ④ 廃止車両が、下記(表1)のとおり、補助対象導入車両と同区分以上であること。

表1

廃車車両	導入車両
大 型	大型、中型又は小型
中 型	中型又は小型
小 型	小 型

(審査項目)

○上記の廃止車両の要件への適合性を確認するため、以下の点につき確認する。

- 自動車検査証、登録事項等証明書、自動車リサイクルシステムの使用済自動車処理状況検索機能画面により廃車が確実に行われたことを確認する。
- 登録事項等証明書により廃止車両の走行実績を確認する。
- 自動車検査証により廃止車両と導入車両の区分を確認する。

(別表)

低炭素型ディーゼルトラックの型式一覧

自動車検査証上の表記において、型式の排出ガス規制適合識別記号が「２ＰＧ」、「２ＲＧ」、「２ＴＧ」であって、下表記載の型式であるもの。

ただし、小型、中型の「２ＰＧ」は対象外。

低炭素型ディーゼルトラック																			
区分	【小型】(3.5トン超 7.5トン以下)							【中型】(7.5トン超 12トン以下)							【大型】(12トン超)				
	いすゞ	UDトラック	三菱ふそう	日産	日野	トヨタ	マツダ	いすゞ	UDトラック	三菱ふそう	日産	日野	トヨタ	マツダ	いすゞ	UDトラック	日野	三菱ふそう	VOLVO
型式	NHS	FB	FB	AHR	XZC	XZC	LHS	FRR	BRR(MK)	FEB※	AKR※	XZU※	XZU※	LKR※	FTR	BVR(PK)	FE	FS	4S2T
	NJR	FD	FD	AHS	XZU※	XZU※	LJR	FRS	BSR(LK)	FEC※	APR※			LPR※	FTS	BTR(PK)	FJ	FU	5S2T
		FE	FEA	AJR			LJS	FSR	BRS(MF)	FED※					FVR	CD	FG	FV	
	NJS	FG	FEB※	AJS			LKR※	FSS	BSS(LF)						CXM	CG	FH	FY	
	NKR※	BJR	FEC※	AKR※			LKS	NKR※	BKR※						CYM	CK		FP-R	
	NKS	BKR※	FED※	AKS			LLR	NPR※	BPR※						CYL	CV		FV-R	
		BMR	FG	ALR			LLS								CXZ	CW			
	NLR	BLR		ALS			LMR								CYZ	CX			
	NLS	BNR		AMR			LMS								CYY	GK			
	NMR	BPR※		AMS			LNR								CXY	GW			
	NMS			ANR			LNS								CXG				
				ANS			LPR								CYG				
	NNR			APR※			※								CXE				
	NNS			APS			LPS								CYE				
	NPR※														CYH				
															CYJ				
															CVR				
	NPS														EXD				
															EK				
															EW				

・上記型式一覧に記載があるものであっても、3.5トンを超えないものは対象としない。

・登録型式に「改」が付く改造車両にあっては、「原動機」、「動力伝達装置」、「走行装置」、「燃料装置」の全てが改造されていない車両に限る。

・※印は、自動車検査証上の車両総重量により区分を判断する。